

# ラグビーW杯における小型無人機等の飛行の禁止について（概要）

- ドローンを用いたテロ事案等の各国での発生やその脅威の高まりを受け、2019年ラグビーワールドカップ大会の関連施設について、その上空での小型無人機等の飛行が禁止された（小型無人機等飛行禁止法等の一部を改正する法律（令和元年法律第10号））。
- 今回の告示は、ラグビーW杯組織委員会から文部科学大臣への要請を踏まえ、**ラグビーW杯における小型無人機等の飛行禁止の対象となる施設及び敷地又は区域並びに周辺地域等を指定**するもの。

## 飛行禁止場所（概念図）

対象大会施設/敷地・区域の上空(レッド・ゾーン)

周囲おおむね300mの上空(イエロー・ゾーン)



## 違反に対する警察官等による命令・措置

- 警察官等は、違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命令することができる。
- やむを得ない限度において、小型無人機等の飛行の妨害、機器の損壊その他の必要な措置をとることができる。
- 罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 文科大臣の指定する施設

### <対象大会関係施設>

- ・ 試合会場（開催都市：札幌、釜石、熊谷、東京、横浜、静岡、豊田、東大阪、神戸、福岡、熊本、大分 12会場）
- ・ ファンゾーン（それぞれの開催都市等に、1ヶ所以上設置。15ヶ所）
- ・ ラストマイル（最寄り駅から会場までの道路等。4ヶ所）等 計：31ヶ所

### <敷地又は区域>

対象大会関係施設の敷地又は区域を指定（赤線）

### <周辺地域>

対象大会関係施設の敷地又は区域及び概ね300メートル程度の区域を指定（青線）

### <指定期間>

大会会場の準備期間、試合の開催日 等

※指定後、官報告示に加え、地図をインターネット等により周知

### <東京会場の指定の例>

